

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人 国際協力機構 東京国際センター（JICA東京）は、2017年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京 経済基盤開発・環境課（電話：03-3485-7659、担当：芝）宛にお願いします。

2017年7月3日

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

2017 年度（課題別研修）
「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人 国際協力機構 東京国際センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

本業務は、ASEAN 地域におけるサイバーセキュリティ対策の強化のため、ASEAN 各国のサイバーセキュリティ政策の立案及び実施に必要な能力の向上を目的とし、ASEAN 加盟国のサイバーセキュリティ政策担当者を対象に、サイバーセキュリティ対策に係る研修を実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社 富士通ラーニングメディア（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、情報セキュリティ対策に係る技術研修の提供等を通じて、同分野における豊富な知見、専門性、幅広いネットワークを有しており、また、過去において JICA が実施する同分野の研修事業を受託した経験を有していることから、本研修の効率的かつ効果的な実施に必要な技術及びノウハウを有しています。

このことから、特定者は、以下の「2. 応募要件」を満たし、本業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 委託業務概要

(1) 委託業務名

2017 年度課題別研修「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」研修委託業務

(2) 担当部署

JICA 東京 経済基盤開発・環境課

(3) 委託業務内容

研修委託業務概要（別添）のとおり

(4) 研修コース実施期間

2018 年 1 月下旬～同年 2 月上旬（10 日程度を予定）

(5) 履行期間

2017 年 12 月上旬～2018 年 3 月下旬（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

① 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり取り扱います。

- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下ア. ～ク. の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

（２） その他の要件

- ① 案件受託上の条件として、2017 年度案件を第 1 回目として受託し、2019 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。
なお、2017 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に業務量・価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ② 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制の構築が可能であること。
- ③ 業務総括者は、情報通信分野の研修実施の経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書等の提出	提出期限	2017年7月14日(金) 17時00分
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課(担当:芝)
	提出書類	下記「※提出書類について」に記載のとおり。
	提出方法	持参又は郵送による。上記提出期限必着。 ※郵送の場合は配達記録が残るものに限る。 ※持参の場合は、平日10:00から17:00までに上記提出場所へ持参。
(2) 審査結果の通知	発送日	2017年7月21日(金)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	持参又は郵送による。提出期限必着。 ※郵送の場合は配達記録が残るものに限る。 ※持参の場合は、平日10:00から17:00までに上記提出場所へ持参。
	請求締切日	2017年7月28日(金)
	回答発送日	2017年8月4日(金)
	回答方法	郵送

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し(同資格に申請したが通知書の発行が間に合わない場合は、平成25・26・27年度に有効な通知書の写し)
- 3) 誓約書(様式3)

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書(様式2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6) 誓約書(様式3)

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照下さい。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時・場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他当機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人・団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下②の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行って頂きますようご理解をお願いいたします。なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 公表する情報
 - 契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ. 契約相手方の直近 3 か年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- ③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- ④ 情報の提供
契約締結日から 1 か月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2017 年度課題別研修
「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」
研修委託業務概要

1. 研修実施背景

近年、情報通信技術（ICT）は、市民の生活改善・生計向上から一国の産業発展・経済成長に至るまで、国民生活に資する分野課題を超えた共通インフラ・有効かつ利便的なツールとしての性格を強めている。

一方で、ICT 分野の発展、インターネットの急速な普及等に伴い、WEB サイトの改ざんや標的型攻撃、Dos 攻撃・DDos 攻撃といったサイバー攻撃も国際的に急増しており、また、近年においてサイバー攻撃は巧妙化・グローバル化してきており、こういったサイバー攻撃に対応するためには、国際的な協働・取組が不可欠となってきた。

国際的にサイバーセキュリティ対策強化・連携の必要性が高まる中、ASEAN 地域におけるサイバーセキュリティ分野において我が国は、「日・ASEAN 情報セキュリティ政策会議」の枠組の下で、ASEAN 諸国との国際的な連携強化に取り組んでおり、昨 2016 年 10 月の第 9 回同政策会議では、①日・ASEAN におけるサイバーセキュリティ関連の情報共有体制の更なる強化、②重要インフラ防護に係るガイドラインの改訂・実施、③人材育成協力の推進等について確認されたところである。

本研修は、ASEAN 地域におけるサイバーセキュリティ対策の強化に向けて、ASEAN 加盟国のサイバーセキュリティに係る政策担当者を対象に、日本及び ASEAN 各国のサイバーセキュリティ関連政策に関する情報交換、重点分野での日本の取組の紹介を行うとともに、これらをどのように自国に活用できるかの考察を通じ、ASEAN 各国のサイバーセキュリティ政策の立案及び実施に必要な能力を向上させるために実施するものである。

2. 研修概要

(1) 研修名

2017 年度課題別研修「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」

(2) 研修目標/成果

① 研修目標

ASEAN 地域におけるサイバーセキュリティ対策の強化に向けて、ASEAN 各国で適切なサイバーセキュリティ政策の立案及び実施がなされるよう、能力向上が図られること。

② 期待される研修成果

- ア. 日本及び ASEAN 各国におけるサイバーセキュリティ政策及び重要インフラ防護政策に関する基本的な事項について知識を習得し、自国と日本及び他の ASEAN 諸国との政策の違いを説明できる。
- イ. サイバーセキュリティ政策に関連した重点分野、課題に対する日本の取組みについて理解を深め、自国への応用について検討できる。
- ウ. サイバーセキュリティに関して得られた知識、理解をもとに、自国のサイバーセキュリティ政策の改善に向けた提案ができる。

(3) 研修受入期間 (予定)

2018 年 1 月 28 日(日)～同年 2 月 8 日(木)

(技術研修期間は同年 1 月 29 日(月)～2 月 7 日(水))

(4) 人数/対象国 (予定)

最大 16 名

(カンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム)

(5) 使用言語：英語

(6) 対象組織/人材

① 対象組織

各国の政府機関(省庁)、政府 CSIRT (Computer Security Incident Response Team)、National CSIRT

② 対象人材

- ア. サイバーセキュリティに係る政策を担当する者(具体的には、サイバーセキュリティに関する枠組み作り、戦略策定、法制度の整備、政策の立案、必要な取組みの実施等を行う者)
- イ. 課長、課長補佐、もしくは同等の職位の者
- ウ. サイバーセキュリティに関する十分な専門用語及び知識を有する者
- エ. 十分な英語の理解力及び会話力を有し英語による討議が可能である者
- オ. 心身ともに健康で支障なく研修生活を送ることができる者(母子の健康・安全を最優先するという立場から妊娠者の研修参加は推奨しない)。

(7) 研修コース概要

① 事前活動(来日前)

各国におけるサイバーセキュリティに係る政策、取組、課題、現状等に関するレポートの作成・提出。

② 本邦研修

ア. 講義、発表

- a) 日本及び参加各国のサイバーセキュリティに関する情報提供及び各国からの報告
- b) 日本による ASEAN 地域へのサイバーセキュリティ協力の現状及び将来の構想
- c) 日本における重要インフラ防護に関する施策
- d) サイバーセキュリティ政策に関する重大な政策課題への対応
- e) サイバーセキュリティ分野における最新の技術動向、脅威、日本におけるインシデント対応の現状
- f) 日本政府における情報セキュリティマネジメント、セキュリティに関連した標準化動向、取組み
- g) 制御システムについて
- h) サイバーセキュリティ、サイバー空間に関連した国際的な議論について
- i) アクションプランの作成、発表

イ. ワークショップ

1～2 つのテーマを取り上げ、講師及び参加者同士の間で、ワークショップ形式のディスカッション及び実習を実施する。

③ 事後活動（帰国後）

所属組織及び「日 ASEAN 情報セキュリティ政策会議」参加者へのレポート共有及び帰国後の活動報告。アクションプラン実行に係る取組。

3. 委託業務概要（業務の範囲及び内容）

（1）研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 各種発表会の実施への協力
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ

- ⑬ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）の作成・提出
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性があります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

様式1

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017年度課題別研修「ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

- ※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017 年度課題別研修「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- ・ 誓約書

以上

提出日： 2017 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター
契約担当役 殿

2017 年度課題別研修「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上